

II

主任児童委員活動のこれから ～制度創設 30 周年を迎えて～

社会福祉法人 至誠学舎立川 理事 高橋 久雄

1 主任児童委員とは

(1) 主任児童委員

主任児童委員は、児童委員のなかからの推薦に基づいて厚生労働大臣が指名した「子どもや子育てに関する支援を専門に担当する児童委員」です。平成6（1994）年1月からスタートした制度ですべての民生委員児童委員協議会（以下、民児協または単位民児協）に配置されています。

単位民児協には、その規模により2～3名の主任児童委員がおり、担当区域はもたず、単位民児協が担当する地域全体の子育て支援や児童健全育成活動、学校等関係機関との連絡調整などに区域担当民生委員・児童委員（以下、児童委員）と連携・協力して取り組んでいます。

児童福祉法（一部抜粋）

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

③厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

④前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

民生委員・児童委員の定数基準について（一部抜粋）

平成25年6月29日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

(2) 主任児童委員の役割

児童福祉法および「児童委員の活動要領」により主任児童委員に期待されている事項のうち、特有の役割として以下の点が挙げられます。

ア) 関係機関と児童委員との連携の窓口となること

市区町村や児童相談所、学校等の関係機関・団体、また地域住民組織と民児協をつなぐ窓口

の役割を主任児童委員が果たすことです。

学校や行政機関は、職員の異動があり校長や担当者が変わるとあらためて関係をつくり直さなければならないことがあります。担当者の異動があっても連携・協力関係が引き継がれるよう日ごろから関係機関と顔の見える関係、風通しのよい関係を作ることが期待されています。

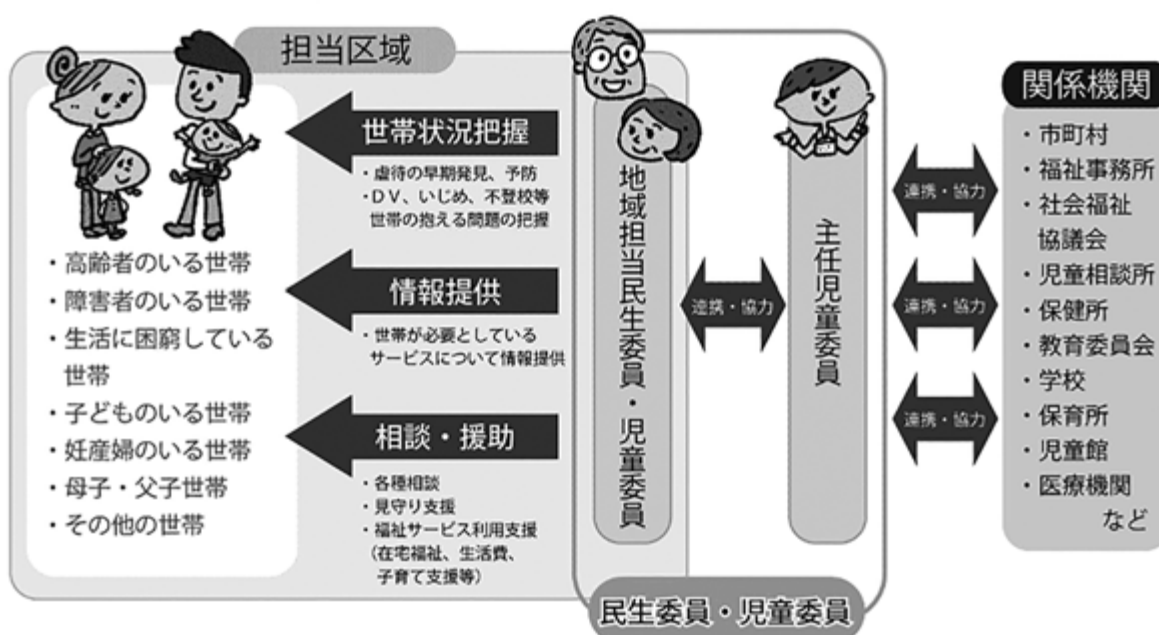
文部科学省は、地域との連携のもとに取り組みをすすめるべく、学校と児童委員との連携・協働の推進について、複数回にわたり教育委員会等に通知を発出しています。

イ) 児童委員の行う活動への援助・協力

主任児童委員の活動区域は単位民児協が担当する地域全体と広域であり、個別の子育て世帯への相談支援は基本的に児童委員が担うこととされています。

しかし、子どもや子育て家庭が抱える課題は多様で、とくに子どもや子育て家庭における問題は、外部からは見えにくくまた複雑で支援が困難な事例が多くなっています。児童虐待や不登校、ドメスティックバイオレンス、いじめなど子どもや子育て家庭の課題は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）や児童相談所、学校、福祉事務所、保健所など関係する機関や団体も多く、ときに専門性も必要であることから主任児童委員が積極的に児童委員と連携・協働すること、さらに関係機関と連携した支援にもつなげていくことが期待されます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



出典：政府オンライン www.gov-online.go.jp/useful/article/201305/1.html

ご存じですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

児童福祉法（一部抜粋）

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と

児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

（3）主任児童委員の活動

ア）地域の子どもと子育て支援活動の推進役

主任児童委員には、地域の関係機関・団体や地域住民と連携・協力し、子どもと子育て家庭を支援する取り組みや子どもと子育てにやさしい地域づくり（啓発活動）を推進する民児協の役割が期待されています。

具体的には、乳幼児健診など行政への協力活動、地域ネットワークの一員として子どもの健全育成や子育て家庭の交流を目的とした地域行事の運営、通学路の見守り活動などへの参加、子育てサロンや子ども食堂など地域のニーズに応じて民児協が主体となって行う事業などを児童委員と協力して行うことがあります。

民児協の児童委員活動として計画を提案し、児童委員と協力してすすめます。

イ）関係機関・団体等の会議や行事、研修への参加

要対協をはじめ関係機関、地域の子どもの福祉や健全育成に関する協議会、学校運営協議会などの委員の委嘱を受けたり、学校等の行事や会合、研修に参加する機会があります。時間の許す範囲で積極的に参加し、とくに地域の機関・団体の担当者や関係者と顔見知りになるよい機会です。

連携をするうえでお互いの組織や機能を知ることが適切な役割分担や活動につながります。相手のことを理解するとともに民児協や主任児童委員を知ってもらう機会にしましょう。

ウ）民児協の児童福祉部会等への参加

単位民児協内に設置されている児童福祉部会等のメンバーとして児童委員とともに研修や活動をとおして交流と学びの機会とします。

また、主任児童委員は2～3名と単位民児協では少数のため市や郡など連合組織（〇〇市民児協等）で主任児童委員の集まりをもち活動をしているところもあります。

エ）民児協の児童委員協議会としての充実

民生委員協議会と同時に開催される児童委員協議会（単位民児協の定例会）で主任児童委員が参加した研修や活動の報告、地域の子どもや子育て家庭に関する情報共有、事例検討、児童委員活動に関する企画の提案などをとおして児童委員活動への関心を高め児童委員協議会の活性化を図ることが期待されています。

オ）主任児童委員としての専門性

主任児童委員は、子どもの福祉や教育、保健医療、子ども会活動などの経験者が多く選任されていることから、子どもと子育てに関して互いに学び合う関係をつくりやすく、主任児童委員の活動をとおして当事者の声を直接聴くことや関係機関・専門家との協働などの実践により、さらに広く深く学ぶことができ専門性も高められます。

また、主任児童委員は、児童委員に比べて市や都道府県、全民児連が主催する研修に参加す

る機会が多くあります。

(4) 主任児童委員制度創設の趣旨と背景、制度創設の経緯

主任児童委員制度が創設された趣旨とその背景を振り返ることは、制度の基本理念に立ち返るとともに、現在の制度や主任児童委員が抱えている課題を考え、未来につなげる手がかりにもなります。

ア) 制度創設の趣旨と背景

制度発足当時、日本の社会は高齢化が急速にすすむことが予想されるなか少子化への懸念も現実の問題となっていました。さらに子どもが健全に育つ適切な環境が損なわれていく状況のなかで、家庭内暴力や児童虐待、登校拒否（不登校）、いじめ、校内暴力など、いわゆる家庭崩壊、学級崩壊が社会的な問題として台頭しました。加えて地縁的なつながりが希薄となり、それまで家庭や地域社会が担ってきた育児機能の低下が顕著となり「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっていました。

その推進者として長い歴史と実績のある児童委員に期待が寄せられるとともに、児童委員活動のいっそうの推進を図るものとして考案されたのが、新たに児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の設置です。従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することをめざしたものが主任児童委員制度でした。

おりしも主任児童委員制度がスタートした平成6年は「国際家族年」、児童の権利に関する条約の批准、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の発表がされた年でもあります。そして世界に誇れる児童福祉法も制定して半世紀を迎えようとする時期で、児童福祉から児童家庭福祉へとといった新たな社会的なニーズに応えるべく大きな改正が検討されていました。

イ) 主任児童委員制度創設の経緯

前述の背景をもとに平成4（1992）年9月、厚生省（当時）、全国民生員児童委員協議会（現、全民児連）、全国社会福祉協議会の3者合同による「児童委員問題研究会」が設置されました。同年11月には「中間報告」を提示し、そのなかで「主任児童委員制度」創設が提案されました。これを受けて厚生省は、通知「主任児童委員の設置について」（平成5〔1993〕年3月31日）を发出し、その通知に基づき平成6年1月「主任児童委員制度」が創設されました。

「中間報告」から1年2カ月という速度感のある制度創設の経緯は、結果として各地の単位民児協にまで制度の趣旨や主任児童委員を単位民児協で受入れ機能させるための理解と合意が十分に得られないままのスタートとなりました。これが、名称や年齢、職務と役割分担、児童委員との連携など、民児協によって温度差はありますが、今日まで継続する課題と指摘される理由と推測できます。

主任児童委員設置運営要綱（一部抜粋）

1 主任児童委員の設置の趣旨

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う者である児童委員への期待が高まっている。

従って、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員（以下「主任児童委員」という。）

を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図るものである。

○主任児童委員の設置について（平成五年三月三十一日）
（児発第二八三号）

（各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭・社会・援護局長連名通知）より

2 主任児童委員活動の現状と課題

ここでは、今日の児童委員活動の現状について、主に国の「福祉行政報告例」と平成 28（2016）年の「全国モニター調査」（以下、「28 年調査」）をもとに平成 30（2018）年 3 月全民児連がまとめた「これからの民生委員・児童委員制度と活動の在り方に関する検討委員会報告書」、全民児連児童委員活動推進部会の議論から、その概況を紹介します。

（1）主任児童委員の現状

ア) 民生委員・児童委員の人数 令和 5（2023）年 4 月 1 日時点（全民児連事務局調べ）

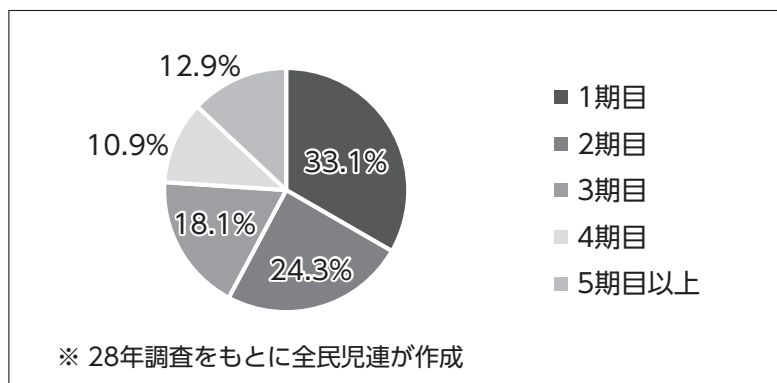
全体 現員数 / 定数 228,282 人 / 240,357 人（充足率 95.0%）

うち主任児童委員 現員数 / 定数 21,110 人 / 22,012 人（充足率 95.9%）

充足率については、主任児童委員が全体と比べてわずかながら高い数値でした。

イ) 委員の経験年数

図 1 主任児童委員の経験年数（平成 28 年）



「28 年調査」では主任児童委員、児童委員いずれも 1 期目の委員が約 33% でした（図 1）。厚生労働省が発表した令和 4（2022）年度の一斉改選結果（令和 4 年 12 月 1 日時点）についても全体の 32.0% が新任委員でした。

ウ) 委員の男女比

表 1 委員の男女比

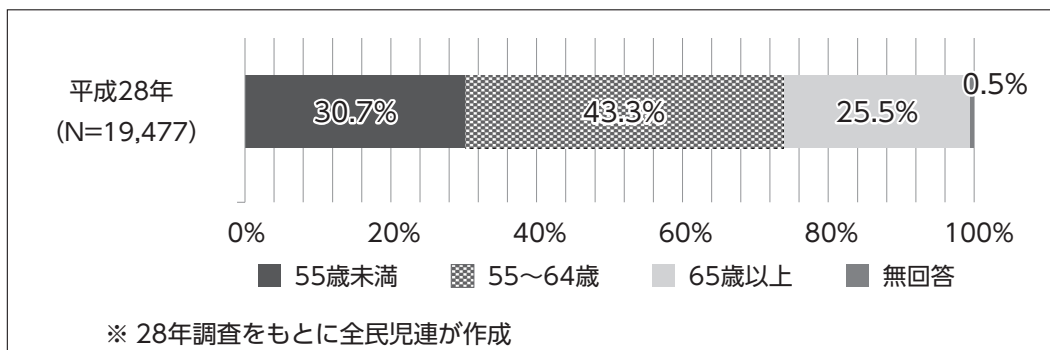
性別	児童委員	うち主任児童委員
男	88,610 人 (38.3%)	2,914 人 (13.6%)
女	142,501 人 (61.7%)	18,545 人 (86.4%)
合計	231,111 人 (100%)	21,459 人 (100%)

※令和 3 年度 福祉行政報告例をもとに筆者が作成

児童委員の男女比は、令和4年度末時点では男性38.3%に対して女性61.7%となっています。主任児童委員においては、男性13.6%、女性86.4%という状況で女性の割合が高くなっています（表1）。近年の傾向としてどちらも女性の割合が微増傾向にあります。

エ) 委員の年齢構成

図2 主任児童委員の年齢



「28年調査」の主任児童委員の平均年齢は58.8歳、児童委員は66.8歳でした。一方、国が望ましいとする55歳未満の委員は約3割でした。

近年、委員の高年齢化が顕著であるなか、児童委員全体では65歳以上の委員が約7割にのぼる一方、主任児童委員は65歳以上が約2.5割、55歳未満の層が約3割となっています（図2）。

なお、自治体別にみると、主任児童委員については町村部ほど年齢の高い委員が多くなっている傾向にあります。

オ) 委員の就業の状況

表2 委員の就業状況（平成28年時点）

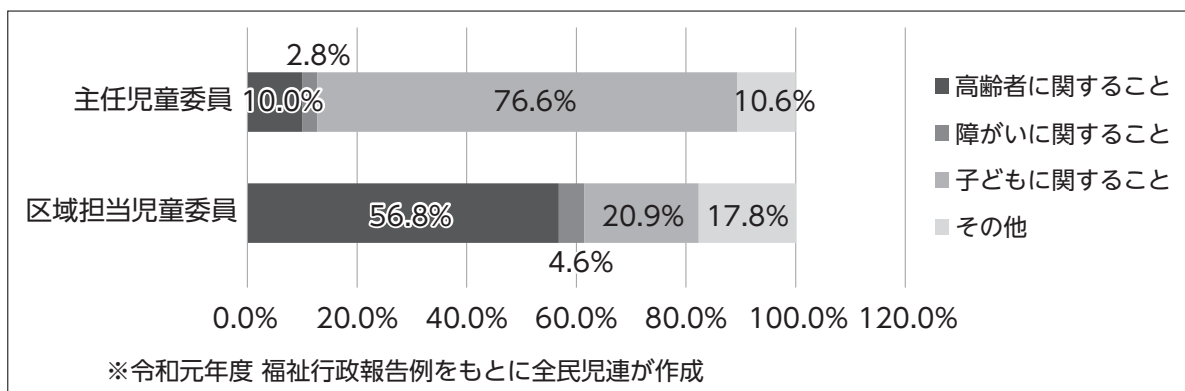
就業の有無	主任児童委員	区域担当児童委員
就業している	56.4%	35.3%
就業していない	42.9%	64.1%

※ 28年調査をもとに全民児連が作成

現在就労している委員の割合は、児童委員が35.3%であるのに対し、主任児童委員は過半数となっています（表2）。現職を含む職業等の経歴（専業主婦を含め）では、児童委員は「会社員」、「専業主婦」が多いのに対し、主任児童委員は、「専業主婦」、「会社員」、「自営業」、「幼稚園・保育所職員」や「学校教員」の割合が高くなっています。

カ) 相談・支援活動

図3 令和元年分野別相談・支援活動件数（相談・支援活動件数総数を100としたときの内訳）



「令和元年度福祉行政報告例」から、相談・支援の分野別割合をみると主任児童委員も1割は高齢者に関することの相談・支援を行っています（図3）。

キ) その他の活動

図4 令和元年その他の活動件数 内訳（主任児童委員）

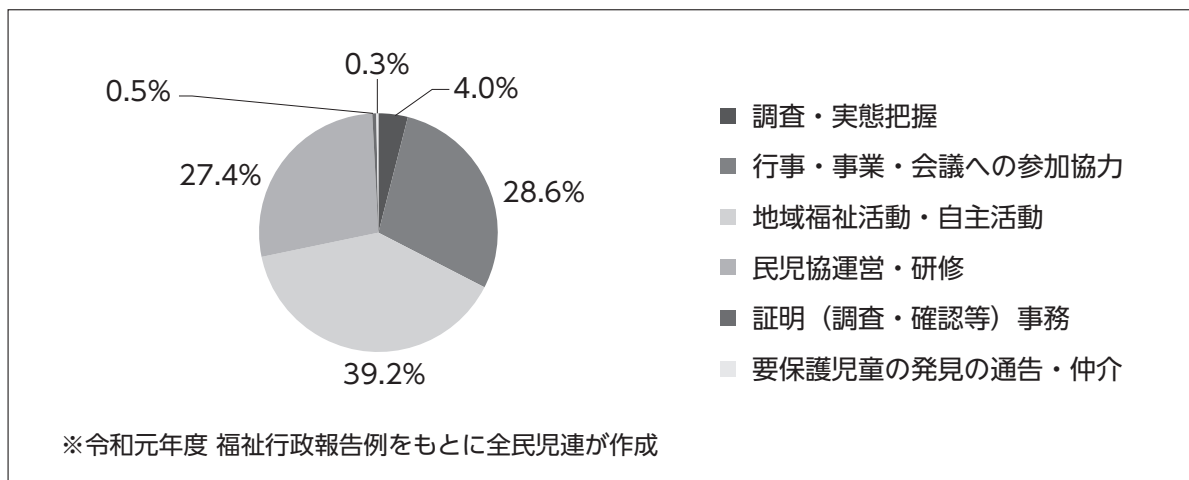


図5（参考）令和元年その他の活動件数 内訳（児童委員）

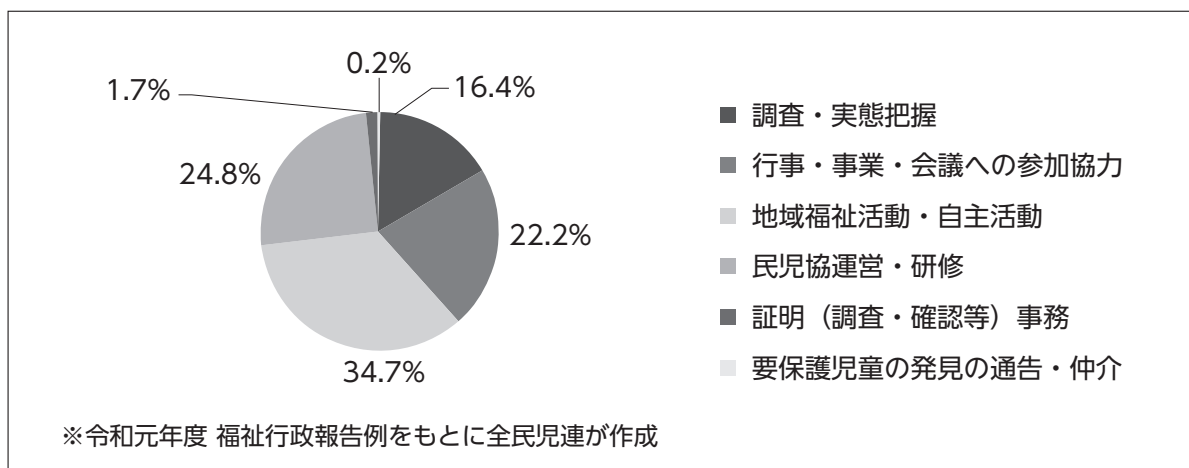
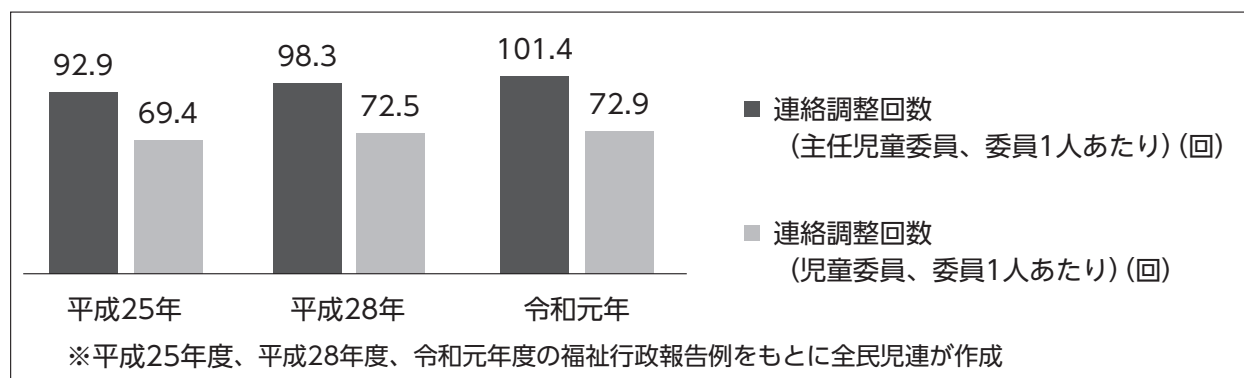


表3 総括表 委員1人あたり平均の年間活動件数

活動の区分	主任児童委員			児童委員			
	平成25年	平成28年	令和元年	平成25年	平成28年	令和元年	
相談・支援活動	26.1件	23.7件	20.7件	29.5件	26.1件	23.1件	
その他の活動（計）	100.4件	104.1件	98.3件	115.3件	140.0件	107.4件	
内訳	「地域福祉活動・自主活動」	38.0件	39.4件	38.5件	37.4件	38.6件	37.3件
	「行事・事業・会議への参加協働」	30.9件	31.6件	28.1件	26.0件	26.3件	23.8件
	「民児協運営・研修」	26.1件	27.6件	27.0件	25.6件	26.8件	26.9件

※平成25年度、平成28年度、令和元年度の福祉行政報告例をもとに全民児連が作成

図6 連絡調整回数（委員1人あたり）



同様に、その他の活動では児童委員の調査・実態把握 16.4% (図5) に対して主任児童委員は 4.0% (図4) ですが、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動、民児協運営・研修がそれぞれ割合が多くなっています (図4・5)。また連絡調整が年々増加しているのが主任児童委員の活動の特徴を表しています (図6)。

(2) 主任児童委員制度、活動をとりまく課題

「28年調査」から、単位民児協による子どもや子育て家庭への支援の取り組みの実施率は、近年、全体としては高くなっているものの、都道府県・市区町村ごとに差異がみられます。各地域の少子化のすすみ具合などの状況の違いによることも考えられますが、子育て家庭等への訪問や通学路の見守り、子育てサロン等の取り組みは比較的多くの民児協において実施されている一方で、子どもの健全育成に関する取り組みは実施率が全国の民児協の半数程度にとどまっており、活動の分野ごとに取り組み状況にも差異がみられます。このことは、児童委員活動を推進する主任児童委員の活動に関わる課題でもあります。

担当する区域の実情や単位民児協自体の特性を鑑みながら、あらためて主任児童委員制度・活動をとりまく課題とその対応について論議し、さらなる制度の推進と活動の充実化を図っていくことが期待されます。

「28年調査」および全国の関係者から寄せられる声から明らかになった主な「主任児童委員制度、活動をとりまく課題」を以下に示します。

ア) 主任児童委員および単位民児協内の課題

①主任児童委員が抱える課題

- ・出席する関係会議の多さと活動範囲の広さ
- ・単位民児協内での役割と区域担当児童委員との連携の仕方
- ・就業との両立
- ・改選時の引継ぎや身近なサポーター（助言者）
- ・単位民児協内における孤独感

②主任児童委員活動推進について単位民児協会長の役割

- ・児童委員協議会運営における主任児童委員の活用
- ・児童委員と主任児童委員の連携・役割分担の明確化
- ・児童委員活動の推進によるコミュニケーションの促進と仲間意識の醸成

イ) 主任児童委員の選任に関する制度・運用等に起因する課題

- ・年齢要件
- ・選任基準と方法

ウ) 地域における関係機関との連携や地域住民の理解に関する課題

①主任児童委員制度の周知に関する課題

- ・地域住民への周知（名称、役割）と啓発の方法と機会
- ・学校はじめ関係機関・団体の理解促進に伴う校長や担当者の異動による説明の繰り返し

②情報収集における課題

- ・個人情報保護法の壁
- ・気になる子ども・家庭の情報が届きにくい（見えにくい）地域社会の状況
- ・学校、行政等によって必要な情報が得られない状況

③関係機関との連携・協働に関する課題

- ・メンバー（委員）として参加する協議会等で主任児童委員に期待される役割の明確化
- ・連携・協働する機関・団体の目的、機能、組織についての理解
- ・連携・協働のための継続した関係性構築の必要性（1期で退任する主任児童委員が3割）

3 これからの主任児童委員のあり方

ここでは、これまでの主任児童委員の実践と30年の歴史の中で明らかになった主任児童委員制度の強みと課題をふまえてこれからの主任児童委員のあり方について、令和2（2020）年に全社協が出した『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書』（以下、「報告書」）と全民児連 児童委員活動推進部会の議論からまとめます。

（1）今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化に向けて10の提言

「報告書」は、児童委員、主任児童委員活動の環境整備と充実・強化を図るために必要な視点について「提言～今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化に向けて」として次の10の提言をしています。

ア) 活動に関すること

①民児協会長を中心とした組織的な活動であること

- ・児童委員活動推進のためには、児童福祉に関する部会が設置されていることや、定例会で主任児童委員の報告の場があるなど、民児協内で子どもや子育て家庭に関する話し合いや情報共有があることが重要である。
- ・会長が中心となって組織的に活動することで、活動に対する委員のモチベーションを高めたり関係機関・団体との連携を促進する。

②多様な関係機関・団体と連携、協働した活動であること

- ・保育所・幼稚園・こども園、小中学校、町内会、社会福祉協議会、社会福祉法人、児童福祉施設、保健所・保健センター、企業、NPO等のさまざまな機関・団体と連携・協働することが可能な良きパートナーとなるため、それらと積極的に関わることで安定した民児協運営と活動につながる。

③参加者のニーズに応じた活動であること

- ・活動をとおして当事者の状況を知ったことから必要を感じたり、希望を受けとめたことが子育て支援の新たな活動や事業をはじめのきっかけになる。つねにニーズの変化を敏感にとらえ、課題の把握に努めることが重要である。
- ・参加者の声や活動を継続するなかでのニーズ変化を事業やイベントの内容、対象者の幅、場所や時間など企画や運営方法に反映させていくことが大切である。

④PDCA サイクルを活用した活動の振り返りと見直しを行うこと

- ・計画に基づく活動であること。
- ・活動の実施・継続に向けて、参加者やボランティアの声を参考にしながらPDCA サイクルを活用した振り返りを行うことが大切である。
- ・連携・協働する関係機関と定期的に振り返りと活動の課題について話しあうことは、活動内容の検討のみならず、子どもに必要な支援につなげる場となる。

イ) 民生委員・児童委員として

⑤活動をとおしてやりがいや達成感を感じ、楽しむこと

- ・地域で活動しながら子どもたちの成長を見守り続けることができ、子どもが成長する姿に喜びを感じ、親（保護者）からの感謝の言葉はやりがいにつながる。
- ・関係機関等との協力のもと課題解決に向かう達成感が得られる。
- ・ともに活動する仲間とともに楽しんで活動することができる。

⑥働きながら活動を続けることができるための環境整備を図ること

- ・とくに主任児童委員には就労中や子育て中の委員が多く、定例会や日中の活動、遠方の研修会への参加に負担を感じているため、定例会の夜間開催など活動の工夫が必要である。
- ・会長や副会長によるサポートや、他の主任児童委員と児童委員が連携して情報共有を行うなど、主任児童委員がひとりで抱え込まないための民児協組織として支援する体制を考えることも大切である。
- ・企業の社会貢献の一環として民児協活動への理解と協力を働きかけることの検討も必要である。

⑦民生委員・児童委員、主任児童委員活動の周知を図ること

- ・児童委員、主任児童委員活動をとおして児童委員、主任児童委員の認知をひろげていく努力が必要である。
- ・気軽に相談できるツールとしてSNSの活用や子育て情報の発信など直接届きやすいPR活動に力を入れる。

⑧主任児童委員の活動の質の向上

- ・子育て中や就業している主任児童委員も受講しやすい身近な場所での研修会や、DVDなどの研修教材の活用、民児協内で事例検討会の実施など、必要な知識や力量を高める機会を確保する。

ウ) 会長・民児協として

⑨活動の継続に向けた運営費、活動拠点などの確保に向けた支援

- ・民児協内で事業の継続や児童委員活動のための予算だて等について話しあい助成金取得や、取り扱い等についても行政や社会福祉協議会に相談することが必要である。
- ・活動拠点として地域住民が参加しやすい地域の公的施設や社会福祉施設等を継続使用できる

場を確保する。

⑩主任児童委員が民児協のなかで孤立しないようにしていくこと

- ・定例会で主任児童委員の報告・発言の機会があることや民児協組織で主任児童委員の役割が明確になっていること、児童委員と日常的に情報交換できる関係づくりと活動をともにする機会があることが必要である。
- ・会長は、主任児童委員が活動上の課題を相談できるよう声をかけたり、関係機関への顔つなぎをしたりすることや、主任児童委員の役割の理解を児童委員と共有するなど、活動しやすい環境づくりに努めることが重要である。

(2) 関係者が取り組んでいくべき事項

令和5年度から6（2024）年度にかけて、全民児連では「主任児童委員の制度・活動のあり方検討作業委員会」を設置し、活動の現状と課題を整理し今後さらに主任児童委員活動ならびに児童委員協議会活動の充実を図るための環境整備について検討を行っています。

「報告書」の10の提言に沿った民児協の運営、児童委員活動の推進を、今後もいっそう図りながら主任児童委員として、さらに次の視点を加えます。

ア) 子ども・子育てをめぐる課題解決に向けて意識すべき活動のポイント

- ・地域住民を巻き込みながら事業等を実施していくこと
- ・ひとり親家庭の母親支援だけでなく父親支援の視点ももって活動を考える
- ・障害がある子どものいる家庭への支援について
- ・外国にルーツのある子ども・子育て家庭への支援について

イ) 今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化にむけて取り組むこと

- ・都道府県・指定市民児協会長会における主任児童委員制度、活動について理解を深めるための主任児童委員との交流学习会等の実施
- ・国がすすめる子ども施策について市区町村と共有し主任児童委員、民児協に期待される役割について協議をすすめる
- ・学校はじめ地域の子ども・子育てに関わる行政、関係機関・団体に主任児童委員の存在や活動内容をPRし協力関係を構築する
- ・『全国児童委員活動強化推進方策2017』の実践促進

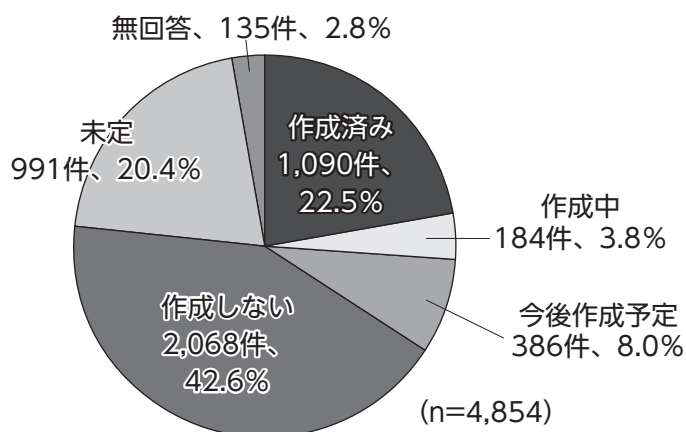
(3) 地域版 活動強化方策の実施状況 〈参考〉

ア) 都道府県・指定都市市民児協版活動強化方策の作成状況

(令和5年6月時点、全民児連事務局調べ)

- ① 作成した ……………35 県・市 (52.8%)
- ② 作成中 …………… 1 県・市 (1.5%)
- ③ まだ作成していない (今後作成予定) ……12 県・市 (17.9%)
- ④ 作成しない ……………11 県・市 (16.4%)
- ⑤ 未定 …………… 8 県・市 (11.9%)

図7 単位民児協版 活動強化方策の作成状況



※『単位民児協会長のための情報誌』View No.227,P.8

【「地域版 活動強化方策」について (令和4年8月31日現在)】

「単位民児協版 活動強化方策」(以下、活動強化方策)を「作成済み」と回答した単位民児協が22.5%、「作成中」と回答した民児協が3.8%で、活動強化方策作成に取り組む民児協は計26.3%でした。一方で、「作成しない」と回答した民児協は42.6%にのぼりました(図7)。

「単位民児協版 活動強化方策」を作成してよかったこと

活動強化方策を「作成済み」と回答した民児協に、活動強化方策を作成してよかったことについてあてはまるものを複数回答で聞いたところ、最も多い回答は「地域の実情・課題を把握することができた」78.0%でした。他にも「単位民児協活動の方向性を話し合うきっかけとなった」(58.3%)、「民児協のメンバーら一人ひとりが自らの活動を振り返ることができた」(51.7%)は半数以上の民児協があてはまると回答しました。

4 『児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017』の概要

本方策は、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」とも整合させ、取り組み期間を平成29(2017)年12月～令和9(2027)年11月の10年間としています。

令和6年は7年めとなります。令和5年6月時点で半数を超える都道府県・指定都市民児協で「地域版」活動強化方策を策定し具体的推進のためにさまざまな取り組みを実施しています。また、単位民児協版を作成した民児協もあります。独自には作成していないが市や県の強化方策を事業計画に取り入れている民児協も含めて活動の中間評価を行うとともに、社会状況の変化等に合わせて定期的に計画の見直しを行い、さらに効果的な取り組みをすすめることが期待されます。

地域や単位民児協の状況により本方策の作成について「未定」または「策定しない」方針の民児協においてもあらためて「地域共生社会づくり」の視点で「100周年活動強化方策」とあわせて行政や社協とも協議して可能なかたちで活動に取り入れていただくことを検討ください。